

令和元年11月28日提出

熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に關

する基準を定める条例の一部改正について

熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に關する基準を
定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に關する基
準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に關する基準を
定める条例(平成26年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項ただし書中「第15条第1項において準用する」を「第15条第1項
において読み替えて準用する」に、「第45条第7号イからクまで」を「第45条第7
号」に改める。

第15条第1項の表中

「

第45条第7号ア	耐火建築物又は同条第9号の 3に規定する準耐火建築物 (同号口に該当するものを除 く。)	耐火建築物
----------	---	-------

」

を

「

第45条第7号ア	耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号に該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物
----------	---	---------------------------------------

」

に改める。

附則第3条中「5年間」を「10年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(提出理由)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令(令和元年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号)の施行等に伴い、幼保連携型認定こども園の設備の基準を見直す等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。